

盛岡市不育症検査費助成事業のご案内

盛岡市では、不育症の方の経済的な負担を軽減するため、現在、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施される検査に要する経費の一部を助成します。

【対象となる方】

- ① 2 回以上の流産又は死産既往がある方
- ② 盛岡市に住所がある方

【対象となる治療】

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20 年厚生労働省告示第129 号）第2の25 に規定する流産検体を用いた染色体検査で、かつその実施機関として承認されている医療機関（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関に限る。）で実施されたものになります。

【助成金額】

1回の検査につき、5 万円を限度に助成します。

※保険診療部分や入院室料（差額ベッド代）、食事療養費、文書料等は助成対象外です。

【その他】

対象者の年齢、助成回数に制限はありません。

申請にあたっては、事前に母子健康課へお問い合わせください。

【申請手続きについて】

■申請窓口：盛岡市保健所内（2階） 子ども未来部 母子健康課

住所：盛岡市神明町3番29号（旧競馬会館）

電話：019-603-8303

■受付時間：月～金（祝日を除く）8時30分～17時30分

■申請の時期：対象検査を実施した日の属する年度の末日までに申請してください。やむを得ない事情で申請が間に合わない場合は、事前にご相談ください。

■申請に必要な書類

申請にあたっては、盛岡市不育症検査費助成事業申請書兼請求書に、次の書類を添付してください。

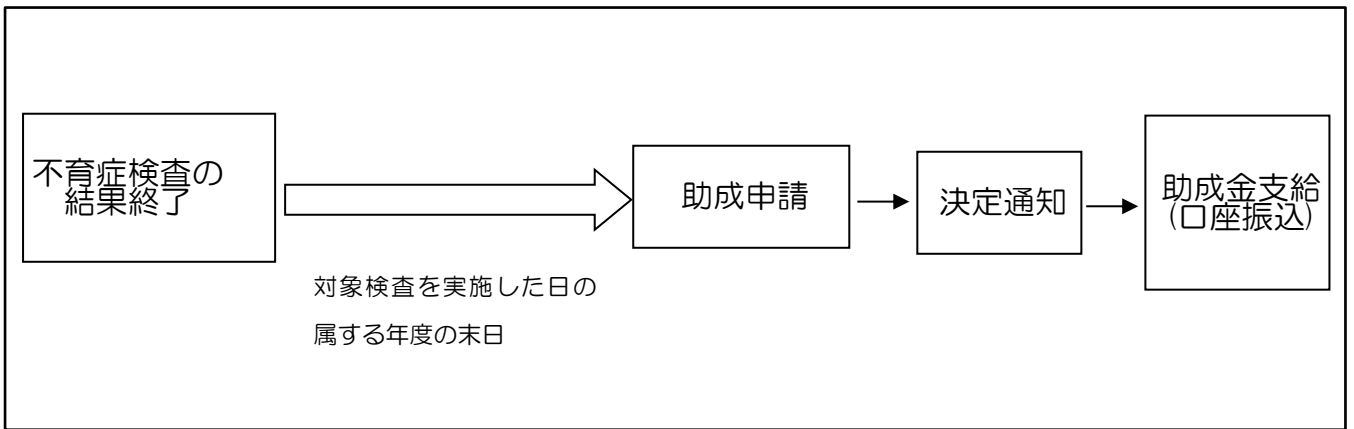
- ① 盛岡市不育症検査費助成検査受検証明書【実施医療機関作成】
- ② 盛岡市不育症検査結果個票【実施医療機関作成】
- ③ 医療機関が発行する検査費用に係る領収書及び明細書

【（重要）情報提供等に関する説明】

盛岡市では、不育症検査結果個票の内容を、個人名や医療機関名の記載を秘匿した上で、厚生労働省へ報告します。報告内容は統計的に集計され、全国の患者さんの状況について統計的に把握されることになり、個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

収集された統計は、厚生労働省の当該検査の保険適用に向けた検討等に活用される可能性があります。なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

【申請から支給までの流れ】



○ 先進医療の実施機関として承認を受けている医療機関一覧（厚生労働省 HP） 《発行》



【盛岡市保健所所在地】

